

大規模災害等発生時の児童引き渡しマニュアル(保護者用)

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害(震度6以上の地震・大型の台風・川の氾濫等)が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき など

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段(携帯メール・電話)が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又は電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

(2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

(※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。)

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

杭名小学校 電話 0827-47-3044

災害用伝言ダイヤル(再生) 171-2-0827-47-3044

※NTTが杭名小を災害地区と判断し、学校が録音した場合に限ります。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。被害状況等により学校の使用が不可能と判断した場合は、近隣の安全な場所を引き渡し場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。児童等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 引き渡しの手順

- ◆ 大規模災害等の発生
- ◆ 重大事件の発生

引き渡しのケースに該当



○ 学校から引き渡し実施の連絡があった。

○ 学校からの連絡ができない状態になっていると思われる。

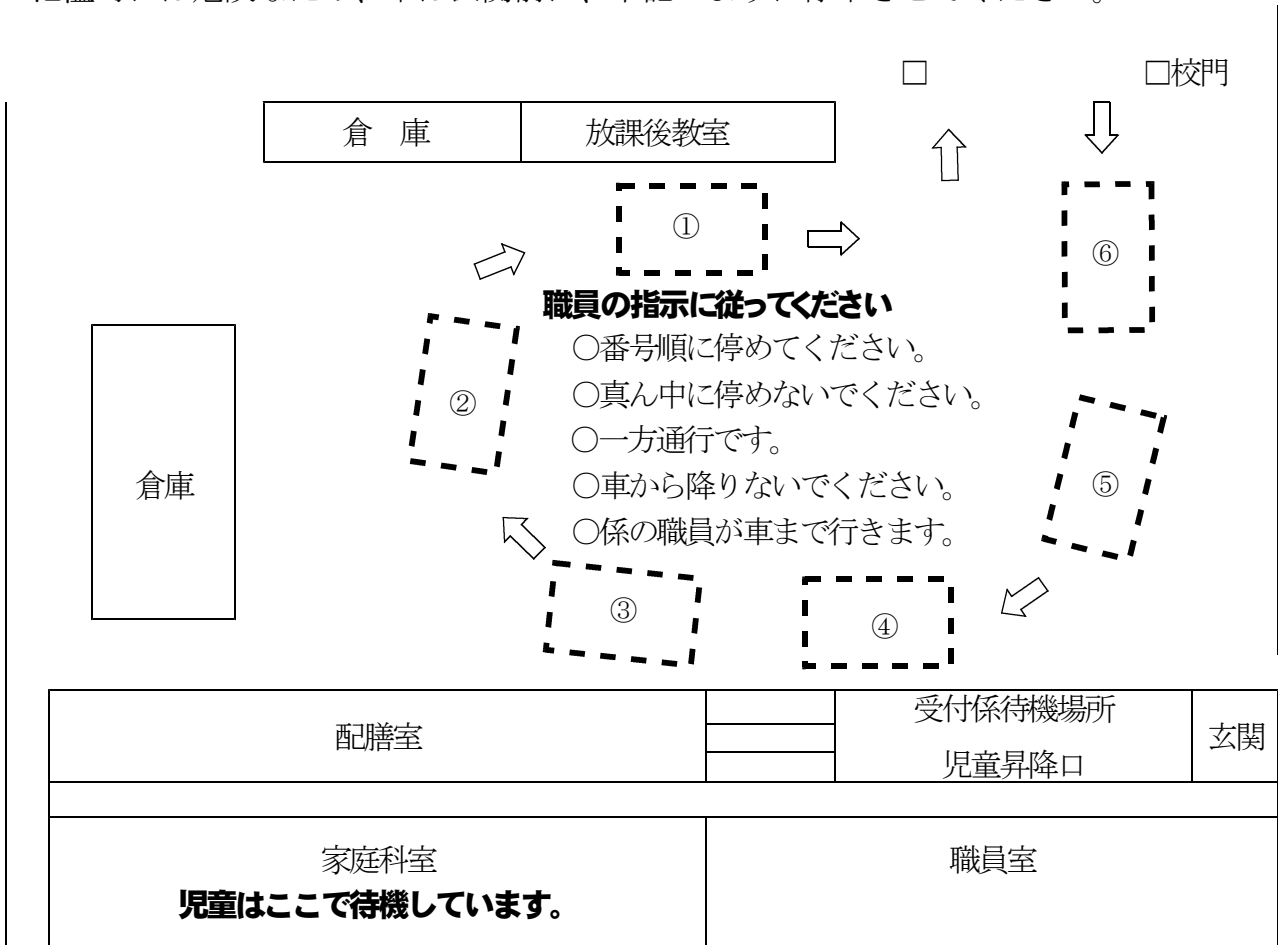
引き取り者を決める



引き渡し場所へ

(1) 来校（車の場合）

グラウンドへの出入り口は狭く、離合できずに混乱する可能性があります。また、川の氾濫時には危険なため、車は玄関前に、下記のように停車させてください。



(2) 受付

- ・車は学校の玄関前の駐車場に上図の通り入れてください。職員が誘導します。
- ・停車したら係の職員が車まで行きますので、**運転席に座ったまま**お待ちください。
- ・前のスペースが空いたら、**ゆっくりと車を移動**させてください。
- ・迎えに来ることができない場合は、メールが届いた後、そのことを学校に電話連絡して下さい。迎えができないという連絡を受けた児童は、職員が引率して下校します。
- ・放課後教室に残す場合も、上記と同じように学校に電話連絡をお願いします。

(3) 確認

担当職員に、「引き渡しカード（携帯用）」を渡し、「(例) ○○と○○の母です。」と教えてください。「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

(4) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようご協力をお願いします。